

健康牛のBSE検査の廃止について

健康牛のBSE検査の廃止に係る経緯

(2015年)

12月18日 食品安全委員会に諮問

(2016年)

8月30日 食品安全委員会から答申

11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
伝達性海綿状脳症対策部会

12月12日～ パブリックコメント（～2017年1月10日）
16日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会報告
20,22日 リスクコミュニケーション

(2017年)

2月13日 関係省令の改正、補助金実施要綱の改正

4月 1日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

関係省令の改正

- 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第7号）の公布（平成29年2月13日）

改 正	現 行
<p><u>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</u> 第1条</p> <p>削除</p> <p>健康牛のBSE検査の廃止</p>	<p><u>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</u> 第1条</p> <p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、<u>四十八月（ただし、出生の年月日から起算して四十八月を経過した日を除く。）とする。</u></p>

施行日：平成29年4月1日



関係通知の改正

●伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について (平成29年2月13日付け生食発0213第6号)

- B S E 検査については、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は、原則としてとさつ解体を行った当日に検査を実施。

●牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備の実施について (平成29年2月13日付け生食発0213第7号)

- 引き続き、必要なB S E 検査に対する検査キット整備費の補助を実施。

●特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等の ガイドラインの改正について (平成29年2月13日付け生食基発0213第1号 生食監発0213第2号)

- 4 8 か月齢での分別が不要となることから、特定危険部位（SRM）の月齢基準※に従って、
①月齢が30月以下の牛と②月齢が30月超の牛に分別管理を実施。

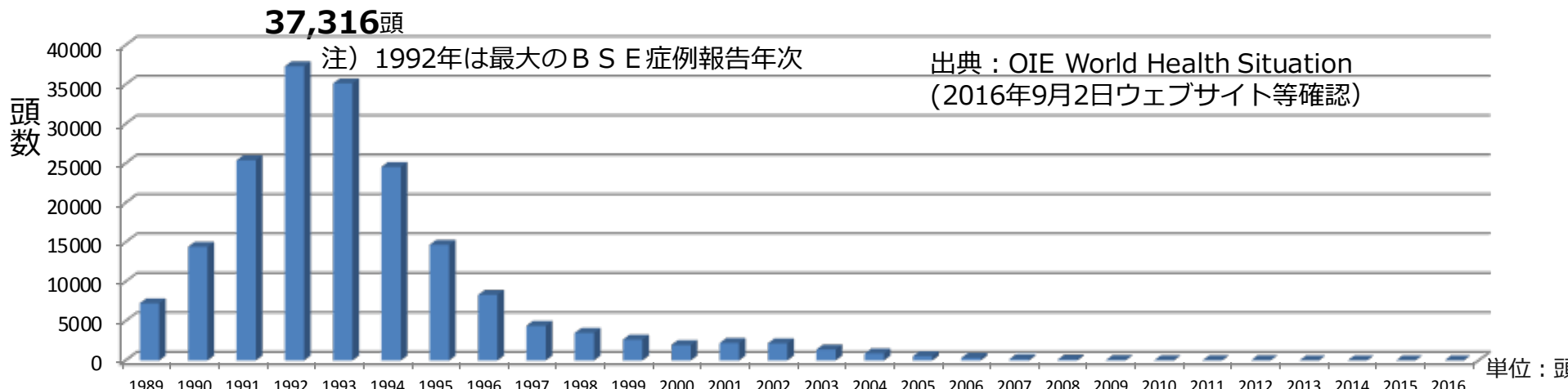
※特定危険部位：30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮以外）、せき髄/全月齢の扁桃、回腸遠位部

施行日：平成29年4月1日



世界のBSE発生件数の推移

(参考1)



	1989	1990	1991	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体				37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	2	190,671
欧州全体 (英国除く)		36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	2		5,981	
(フランス)		(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)		(1,027)	
(オランダ)		(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(88)
(アイルランド)		(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(-)		(1,656)	
(ポランド)		(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(-)		(74)	
(スウェーデン)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(1)
(ノルウェー)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(-)		(1)
(デンマーク)		(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(16)
(イタリア)		(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(144)
(オーストリア)		(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(8)
英国		37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	(-)		184,627	
アメリカ		0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	(-)		3	
カナダ		0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	0	1	(-)		21 ^{注2}
日本		0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	-	(-)		36
ブラジル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	(-)		2	

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉飼料完全禁止 	カナダ産: 禁止 米国産: 禁止	
H14. 6 H15. 5 H15. 12					
H16. 2	21か月齢以上		<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定 	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5					
H25. 2	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部 		フランス、オランダ輸入再開 【以降の再開国】 アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン	
H25. 4					48か月齢超
H25. 7 H27. 3					

BSE発生国への対応

国名	OIE ステータス	H17 年度	~	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28年度
米国	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)	
カナダ	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)	
フランス	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)	
オランダ	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)	
アイルランド	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日~)	
ポーランド	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日~)	
ブラジル	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日~)	
ノルウェー	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)	
デンマーク	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)	
スウェーデン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月26日~)	
イタリア	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年5月2日~)	
スイス	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日~)	
リヒテンシュ タイン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日~)	
オーストリア	無視できる リスク							輸入条件協議中 (H29年1/10 答申)

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること(→)等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(→), オランダはH27年6月まで12か月齢以下(→), ブラジルは48か月齢以下(→))



OIEのBSEリスクステータスの状況

(2016年5月現在) (参考4)

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置	認定を受けた国・地域	
無視できるリスク (46か国・地域)	B型サーベイランス※ を実施中 ※5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(例:日本の飼養規模の場合15万ポイントが必要)	①過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと。 ②有効な飼料規制※が8年以上実施されていること (※反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止)	2007	アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド
			2008	フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ
			2009	チリ
			2010	インド、ペルー
			2011	デンマーク、パナマ
			2012	オーストリア、ベルギー、ブラジル、コロンビア
			2013	イスラエル、イタリア、日本、オランダ、スロベニア、米国
			2014	ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、スロバキア、中国(香港及びマカオを除く)
2015	アイルランド 、キプロス、スイス、チェコ、 フランス 、リヒテンシュタイン、ルーマニア			
2016	コスタリカ、ドイツ、リトアニア、メキシコ、ナミビア、スペイン			
管理されたリスク (8か国・地域)	A型サーベイランス※ を実施中 ※10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(例:日本の飼養規模の場合30万ポイントが必要)	有効な飼料規制※が実施されていること。 (※反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止)	イギリス、カナダ、ギリシャ、台湾、ニカラグア、ポーランド、 <u>アイルランド</u> 、 <u>フランス</u>	
不明のリスク(その他の国・地域)	無視できるリスク、管理されたリスクのいずれにも該当しない場合			



各国輸入実績

(参考5)

国名	品目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		総計	
		届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)
米国	肉	17,656	204,823	17,010	191,860	14,829	161,073	19,612	212,477	69,107	770,232
	内臓	12,001	38,448	12,122	40,616	11,960	42,761	14,101	49,897	50,184	171,722
米国 集計		29,657	243,271	29,132	232,476	26,789	203,834	33,713	262,373	119,291	941,955
カナダ	肉	904	12,904	1,006	15,805	871	8,687	1,254	14,505	4,035	51,901
	内臓	680	2,873	671	3,256	1,033	4,539	1,374	6,060	3,758	16,728
カナダ 集計		1,584	15,777	1,677	19,061	1,904	13,225	2,628	20,565	7,793	68,628
フランス	肉	322	127	351	217	384	311	397	152	1,454	806
	内臓	424	9	402	18	385	6	490	79	1,701	113
フランス 集計		746	136	753	235	769	317	887	231	3,155	919
オランダ	肉	10	9	18	26	26	117	63	113	117	265
	内臓	12	16	10	14	10	11	59	177	91	217
オランダ 集計		22	25	28	40	36	128	122	290	208	482
アイルランド	肉			35	190	54	244	55	234	144	668
	内臓			29	18	80	252	295	1,154	404	1,424
アイルランド 集計				64	208	134	497	350	1,388	548	2,093
ポーランド	肉			10	45	34	648	29	229	73	922
	内臓			3	0	3	0	71	514	77	514
ポーランド 集計				13	45	37	648	100	743	150	1,436
ノルウェー	肉	3	4	1	1					4	5
	内臓	35	98	33	99			4	12	72	209
ノルウェー 集計		38	102	34	100			4	12	76	214
デンマーク	肉							14	8	14	8
	内臓							36	126	36	126
デンマーク 集計								50	135	50	135
イタリア	肉							34	13	34	13
	内臓							56	45	56	45
イタリア 集計								90	58	90	58

※集計期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日（確定値）、平成28年4月1日～平成29年3月31日（速報値）。ただしアイルランドは平成25年12月2日、ポーランドは平成26年8月1日、デンマークは平成28年2月2日、イタリアは平成28年5月2日以降。ノルウェーは、平成25年4月1日～平成27年1月29日、平成28年2月2日以降。



BSE対策に関する調査結果(平成28年9月末日分)

平成29年3月

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。なお、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査が廃止となり、分別管理については特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)及びBSEスクリーニング検査を実施した病畜が対象となる。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的に行っている。

2 調査結果

	平成28年 9月末	平成27年 9月末
1 調査対象施設	141 施設	143 施設
牛のみのと畜場数	79 施設	81 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	58 施設	56 施設
めん山羊のみのと畜場数	4 施設	6 施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	123 施設	119 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	8 施設	13 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	6 施設	5 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
3 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 30か月齢以下、30か月齢超～48か月齢以下、48か月齢超の3区分に分別管理している	66 施設	66 施設
② 48か月齢以下、48か月齢超の2区分に分別し、全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	71 施設	71 施設
(2)分別管理の方法		
① 曜日等、日によって分別管理している	6 施設	6 施設
② 時間によって分別管理している	21 施設	20 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	81 施設	82 施設
⑤ その他	29 施設	29 施設
4 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	10 施設	12 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	22 施設	21 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	14 施設	9 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を食品として使用していない	91 施設	95 施設
(2) ① 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	136 施設	136 施設
② 30ヶ月齢超の牛を受け入れていない	1 施設	1 施設

5 舌扁桃の除去について		
(1) 左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	13 施設	10 施設
(2) 最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	98 施設	101 施設
(3) その他	26 施設	26 施設
6 牛の特定部位の焼却について (重複を含む)		
(1) と畜場内の施設で焼却している	32 施設	36 施設
(2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	34 施設	31 施設
(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	15 施設	13 施設
(4) 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	50 施設	47 施設
(5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	12 施設	18 施設
7 文書の作成等に関すること		
(1) 特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について		
①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	141 施設	143 施設
②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
③SSOPを定めていない。	0 施設	0 施設
(2) SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設 (9に再掲)	2 施設	施設
8 HACCPに関すること		
(1) HACCPによる衛生管理を行っている施設数 (注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	44 施設	施設
(2) 月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	1 施設	施設
9 指導に関すること		
(1) 平成27年10月1日～平成28年9月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設。	3 施設	施設
(2) (1)で指導した内容について		
○ と畜検査員の確認まで特定部位の焼却を行わないことに関する明確な記載がSSOPになかった。		
○ 特定部位の管理に関しては、すべての牛を30ヶ月齢超として取り扱うこととしているが、枝肉の冷却工程で特定部位と可食部位への交差汚染を想定した危害要因分析が行われておらず、当該工程のSSOPにも関連する記載がなかった。		
○ 特定部位の保管容器に「特定部位専用」とする表示がなかった。		